

受 理 番 号	陳 情 第 7 号	件 名	2023 年 10 月 開始のインボイス制度に関する陳情
受理年月日	5 . 6 . 29		
陳 情 者			
【陳情要旨】 同制度の中止を求める意見書を国へ提出してください。 【陳情理由】 「制度は課税の正確性を確保するためのものであり、不正を排除し、適正な税収を確保する」（令和 5 年 3 月 定例会会議録より引用）という反論は成立しないからです。 課税の正確性、不正、適正な税収という 3 つの点に分けて述べます。 そもそも消費税は経済的理由で滞納が発生しがちな税です。不正確な課税でさえ納税できないものを、正確にしたからといって納税できるようになる保証があるでしょうか。むしろ、インボイス制度導入に伴う廃業が増えて、納税額が減ることさえ予想できます。 次に、消費者が支払う消費税分は対価の一部だから、事業者は消費税分を納付する義務を消費者に負わないとする判決が、東京地裁で平成 2 年 3 月 26 日に出ています。つまり、国側が、預り金という概念を否定しています。それなので、議員のおっしゃった「不正」はどこにもありません。 最後に、適正な税収が必要であれば、社会保険料の上昇など、ほかの手があります。 以上のように、インボイス制度を支持する合理的理由はありません。 上記のとおり陳情いたします。			